

経 済 産 業 省

2013FY013

平成25年6月19日

北海道産業保安監督部
部長 清水 篤人 殿

経済産業省商務流通保安グループ
電力安全課長 村上 博之

ウインドパーク笠取風力発電所事故を踏まえた対応について

平成25年6月4日付け2013FY011をもって、太鼓山風力発電所及びウインドパーク笠取風力発電所事故を踏まえた当面の対応について周知を要請したところですが、ウインドパーク笠取風力発電所において発生した風車の落下事故に関し、平成25年6月18日付けで、同発電所の設置者である株式会社シーテックから 中部近畿産業保安監督部長宛てに事故報告書（最終報告）が別紙のとおり提出されました。

同報告では、学識経験者等から構成される事故調査委員会での検討を経て、今般の事故に至る原因究明及び再発防止対策がまとめられています。

同報告における再発防止対策は、公共の安全の確保の観点から推奨すべき内容であり、有用な情報を含んでいることから、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、同報告の内容の周知をお願いします。

併せて、風車の製造事業者がウインドパーク笠取風力発電所と同じである設置者に対しては、下記の措置についても周知をお願いします。

記

今般の事故報告の内容を十分踏まえた上で、下記の措置を講じることが望ましい。

なお、ピッチモータブレーキに係る不備が新たに確認された場合は、速やかに国に報告すること。

1. ピッチモータブレーキを構成するスプラインに摩耗の可能性のある材料を使用していた事実が確認された発電設備について

ウインドパーク笠取風力発電所で確認されたものと同様の設備にあっては、既に摩耗に強い材料のものへ交換されているが、こうした設備における関係材料は、今後消耗品と位置づけて管理することとし、交換した材料の摩耗状況やギャップ測定等を含めた当該設備の健全性について、定期的に確認すること。また、こうした点検に係るマニュアル等を整備し取り組むこと。なお、ピッチモータブレーキの健全性が十分確認されるまでの間、一般公衆の接近防止措置等の継続を図ること。

ピッチモータブレーキの保持力が正常であることを確認するため、定期的な保持力確認機

能の追加や、強風時前後における当該保持力の確認等、必要な対策を講じること。

風車がフェザリング状態においてロータ回転数が許容値を超えた場合、発電機をモータ駆動させることにより、ロータ回転数を抑制するための過回転防止機能を追加すること。

2．ピッチモータブレーキを構成するスプラインに摩耗の可能性のある材料を使用していない発電設備について

1．を参考に必要な措置を講じること。

経 済 産 業 省

2013FY013
平成25年6月19日

関東東北産業保安監督部東北支部
支部長 中村 仁 殿

経済産業省商務流通保安グループ
電力安全課長 村上 博之

ウインドパーク笠取風力発電所事故を踏まえた対応について

平成25年6月4日付け2013FY011をもって、太鼓山風力発電所及びウインドパーク笠取風力発電所事故を踏まえた当面の対応について周知を要請したところですが、ウインドパーク笠取風力発電所において発生した風車の落下事故に関し、平成25年6月18日付けで、同発電所の設置者である株式会社シーテックから 中部近畿産業保安監督部長宛てに事故報告書（最終報告）が別紙のとおり提出されました。

同報告では、学識経験者等から構成される事故調査委員会での検討を経て、今般の事故に至る原因究明及び再発防止対策がまとめられています。

同報告における再発防止対策は、公共の安全の確保の観点から推奨すべき内容であり、有用な情報を含んでいることから、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、同報告の内容の周知をお願いします。

併せて、風車の製造事業者がウインドパーク笠取風力発電所と同じである設置者に対しては、下記の措置についても周知をお願いします。

記

今般の事故報告の内容を十分踏まえた上で、下記の措置を講じることが望ましい。

なお、ピッチモータブレーキに係る不備が新たに確認された場合は、速やかに国に報告すること。

1. ピッチモータブレーキを構成するスプラインに摩耗の可能性のある材料を使用していた事実が確認された発電設備について

ウインドパーク笠取風力発電所で確認されたものと同様の設備にあっては、既に摩耗に強い材料のものへ交換されているが、こうした設備における関係材料は、今後消耗品と位置づけて管理することとし、交換した材料の摩耗状況やギャップ測定等を含めた当該設備の健全性について、定期的に確認すること。また、こうした点検に係るマニュアル等を整備し取り組むこと。なお、ピッチモータブレーキの健全性が十分確認されるまでの間、一般公衆の接近防止措置等の継続を図ること。

ピッチモータブレーキの保持力が正常であることを確認するため、定期的な保持力確認機

能の追加や、強風時前後における当該保持力の確認等、必要な対策を講じること。

風車がフェザリング状態においてロータ回転数が許容値を超えた場合、発電機をモータ駆動させることにより、ロータ回転数を抑制するための過回転防止機能を追加すること。

2．ピッチモータブレーキを構成するスプラインに摩耗の可能性のある材料を使用していない発電設備について

1．を参考に必要な措置を講じること。

経 済 産 業 省

2013FY013

平成25年6月19日

関東東北産業保安監督部
部長 中村 良明 殿

経済産業省商務流通保安グループ
電力安全課長 村上 博之

ウインドパーク笠取風力発電所事故を踏まえた対応について

平成25年6月4日付け2013FY011をもって、太鼓山風力発電所及びウインドパーク笠取風力発電所事故を踏まえた当面の対応について周知を要請したところですが、ウインドパーク笠取風力発電所において発生した風車の落下事故に関し、平成25年6月18日付けで、同発電所の設置者である株式会社シーテックから 中部近畿産業保安監督部長宛てに事故報告書（最終報告）が別紙のとおり提出されました。

同報告では、学識経験者等から構成される事故調査委員会での検討を経て、今般の事故に至る原因究明及び再発防止対策がまとめられています。

同報告における再発防止対策は、公共の安全の確保の観点から推奨すべき内容であり、有用な情報を含んでいることから、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、同報告の内容の周知をお願いします。

併せて、風車の製造事業者がウインドパーク笠取風力発電所と同じである設置者に対しては、下記の措置についても周知をお願いします。

記

今般の事故報告の内容を十分踏まえた上で、下記の措置を講じることが望ましい。

なお、ピッチモータブレーキに係る不備が新たに確認された場合は、速やかに国に報告すること。

1. ピッチモータブレーキを構成するスプラインに摩耗の可能性のある材料を使用していた事実が確認された発電設備について

ウインドパーク笠取風力発電所で確認されたものと同様の設備にあっては、既に摩耗に強い材料のものへ交換されているが、こうした設備における関係材料は、今後消耗品と位置づけて管理することとし、交換した材料の摩耗状況やギャップ測定等を含めた当該設備の健全性について、定期的に確認すること。また、こうした点検に係るマニュアル等を整備し取り組むこと。なお、ピッチモータブレーキの健全性が十分確認されるまでの間、一般公衆の接近防止措置等の継続を図ること。

ピッチモータブレーキの保持力が正常であることを確認するため、定期的な保持力確認機

能の追加や、強風時前後における当該保持力の確認等、必要な対策を講じること。

風車がフェザリング状態においてロータ回転数が許容値を超えた場合、発電機をモータ駆動させることにより、ロータ回転数を抑制するための過回転防止機能を追加すること。

2．ピッチモータブレーキを構成するスプラインに摩耗の可能性のある材料を使用していない発電設備について

1．を参考に必要な措置を講じること。

経 済 産 業 省

2013FY013
平成25年6月19日

中部近畿産業保安監督部
部長 石垣 宏毅 殿

経済産業省商務流通保安グループ
電力安全課長 村上 博之

ウインドパーク笠取風力発電所事故を踏まえた対応について

平成25年6月4日付け2013FY011をもって、太鼓山風力発電所及びウインドパーク笠取風力発電所事故を踏まえた当面の対応について周知を要請したところですが、ウインドパーク笠取風力発電所において発生した風車の落下事故に関し、平成25年6月18日付けで、同発電所の設置者である株式会社シーテックから 中部近畿産業保安監督部長宛てに事故報告書（最終報告）が別紙のとおり提出されました。

同報告では、学識経験者等から構成される事故調査委員会での検討を経て、今般の事故に至る原因究明及び再発防止対策がまとめられています。

同報告における再発防止対策は、公共の安全の確保の観点から推奨すべき内容であり、有用な情報を含んでいることから、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、同報告の内容の周知をお願いします。

併せて、風車の製造事業者がウインドパーク笠取風力発電所と同じである設置者に対しては、下記の措置についても周知をお願いします。

記

今般の事故報告の内容を十分踏まえた上で、下記の措置を講じることが望ましい。

なお、ピッチモータブレーキに係る不備が新たに確認された場合は、速やかに国に報告すること。

1. ピッチモータブレーキを構成するスプラインに摩耗の可能性のある材料を使用していた事実が確認された発電設備について

ウインドパーク笠取風力発電所で確認されたものと同様の設備にあっては、既に摩耗に強い材料のものへ交換されているが、こうした設備における関係材料は、今後消耗品と位置づけて管理することとし、交換した材料の摩耗状況やギャップ測定等を含めた当該設備の健全性について、定期的に確認すること。また、こうした点検に係るマニュアル等を整備し取り組むこと。なお、ピッチモータブレーキの健全性が十分確認されるまでの間、一般公衆の接近防止措置等の継続を図ること。

ピッチモータブレーキの保持力が正常であることを確認するため、定期的な保持力確認機

能の追加や、強風時前後における当該保持力の確認等、必要な対策を講じること。

風車がフェザリング状態においてロータ回転数が許容値を超えた場合、発電機をモータ駆動させることにより、ロータ回転数を抑制するための過回転防止機能を追加すること。

2．ピッチモータブレーキを構成するスプラインに摩耗の可能性のある材料を使用していない発電設備について

1．を参考に必要な措置を講じること。

経 済 産 業 省

2013FY013
平成25年6月19日

中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署
署長 佐藤 真一 殿

経済産業省商務流通保安グループ
電力安全課長 村上 博之

ウインドパーク笠取風力発電所事故を踏まえた対応について

平成25年6月4日付け2013FY011をもって、太鼓山風力発電所及びウインドパーク笠取風力発電所事故を踏まえた当面の対応について周知を要請したところですが、ウインドパーク笠取風力発電所において発生した風車の落下事故に関し、平成25年6月18日付けで、同発電所の設置者である株式会社シーテックから 中部近畿産業保安監督部長宛てに事故報告書（最終報告）が別紙のとおり提出されました。

同報告では、学識経験者等から構成される事故調査委員会での検討を経て、今般の事故に至る原因究明及び再発防止対策がまとめられています。

同報告における再発防止対策は、公共の安全の確保の観点から推奨すべき内容であり、有用な情報を含んでいることから、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、同報告の内容の周知をお願いします。

併せて、風車の製造事業者がウインドパーク笠取風力発電所と同じである設置者に対しては、下記の措置についても周知をお願いします。

記

今般の事故報告の内容を十分踏まえた上で、下記の措置を講じることが望ましい。

なお、ピッチモータブレーキに係る不備が新たに確認された場合は、速やかに国に報告すること。

1. ピッチモータブレーキを構成するスプラインに摩耗の可能性のある材料を使用していた事実が確認された発電設備について

ウインドパーク笠取風力発電所で確認されたものと同様の設備にあっては、既に摩耗に強い材料のものへ交換されているが、こうした設備における関係材料は、今後消耗品と位置づけて管理することとし、交換した材料の摩耗状況やギャップ測定等を含めた当該設備の健全性について、定期的に確認すること。また、こうした点検に係るマニュアル等を整備し取り組むこと。なお、ピッチモータブレーキの健全性が十分確認されるまでの間、一般公衆の接近防止措置等の継続を図ること。

ピッチモータブレーキの保持力が正常であることを確認するため、定期的な保持力確認機

能の追加や、強風時前後における当該保持力の確認等、必要な対策を講じること。

風車がフェザリング状態においてロータ回転数が許容値を超えた場合、発電機をモータ駆動させることにより、ロータ回転数を抑制するための過回転防止機能を追加すること。

2．ピッチモータブレーキを構成するスプラインに摩耗の可能性のある材料を使用していない発電設備について

1．を参考に必要な措置を講じること。

経 済 産 業 省

2013FY013
平成25年6月19日

中部近畿産業保安監督部近畿支部
支部長 沖 薫 弘 芳 殿

経済産業省商務流通保安グループ
電力安全課長 村上 博之

ウインドパーク笠取風力発電所事故を踏まえた対応について

平成25年6月4日付け2013FY011をもって、太鼓山風力発電所及びウインドパーク笠取風力発電所事故を踏まえた当面の対応について周知を要請したところですが、ウインドパーク笠取風力発電所において発生した風車の落下事故に関し、平成25年6月18日付けで、同発電所の設置者である株式会社シーテックから 中部近畿産業保安監督部長宛てに事故報告書（最終報告）が別紙のとおり提出されました。

同報告では、学識経験者等から構成される事故調査委員会での検討を経て、今般の事故に至る原因究明及び再発防止対策がまとめられています。

同報告における再発防止対策は、公共の安全の確保の観点から推奨すべき内容であり、有用な情報を含んでいることから、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、同報告の内容の周知をお願いします。

併せて、風車の製造事業者がウインドパーク笠取風力発電所と同じである設置者に対しては、下記の措置についても周知をお願いします。

記

今般の事故報告の内容を十分踏まえた上で、下記の措置を講じることが望ましい。

なお、ピッチモータブレーキに係る不備が新たに確認された場合は、速やかに国に報告すること。

1. ピッチモータブレーキを構成するスプラインに摩耗の可能性のある材料を使用していた事実が確認された発電設備について

ウインドパーク笠取風力発電所で確認されたものと同様の設備にあっては、既に摩耗に強い材料のものへ交換されているが、こうした設備における関係材料は、今後消耗品と位置づけて管理することとし、交換した材料の摩耗状況やギャップ測定等を含めた当該設備の健全性について、定期的に確認すること。また、こうした点検に係るマニュアル等を整備し取り組むこと。なお、ピッチモータブレーキの健全性が十分確認されるまでの間、一般公衆の接近防止措置等の継続を図ること。

ピッチモータブレーキの保持力が正常であることを確認するため、定期的な保持力確認機

能の追加や、強風時前後における当該保持力の確認等、必要な対策を講じること。

風車がフェザリング状態においてロータ回転数が許容値を超えた場合、発電機をモータ駆動させることにより、ロータ回転数を抑制するための過回転防止機能を追加すること。

2．ピッチモータブレーキを構成するスプラインに摩耗の可能性のある材料を使用していない発電設備について

1．を参考に必要な措置を講じること。

経 済 産 業 省

2013FY013
平成25年6月19日

中国四国産業保安監督部
部長 佐藤 公一 殿

経済産業省商務流通保安グループ
電力安全課長 村上 博之

ウインドパーク笠取風力発電所事故を踏まえた対応について

平成25年6月4日付け2013FY011をもって、太鼓山風力発電所及びウインドパーク笠取風力発電所事故を踏まえた当面の対応について周知を要請したところですが、ウインドパーク笠取風力発電所において発生した風車の落下事故に関し、平成25年6月18日付けで、同発電所の設置者である株式会社シーテックから 中部近畿産業保安監督部長宛てに事故報告書（最終報告）が別紙のとおり提出されました。

同報告では、学識経験者等から構成される事故調査委員会での検討を経て、今般の事故に至る原因究明及び再発防止対策がまとめられています。

同報告における再発防止対策は、公共の安全の確保の観点から推奨すべき内容であり、有用な情報を含んでいることから、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、同報告の内容の周知をお願いします。

併せて、風車の製造事業者がウインドパーク笠取風力発電所と同じである設置者に対しては、下記の措置についても周知をお願いします。

記

今般の事故報告の内容を十分踏まえた上で、下記の措置を講じることが望ましい。

なお、ピッチモータブレーキに係る不備が新たに確認された場合は、速やかに国に報告すること。

1. ピッチモータブレーキを構成するスプラインに摩耗の可能性のある材料を使用していた事実が確認された発電設備について

ウインドパーク笠取風力発電所で確認されたものと同様の設備にあっては、既に摩耗に強い材料のものへ交換されているが、こうした設備における関係材料は、今後消耗品と位置づけて管理することとし、交換した材料の摩耗状況やギャップ測定等を含めた当該設備の健全性について、定期的に確認すること。また、こうした点検に係るマニュアル等を整備し取り組むこと。なお、ピッチモータブレーキの健全性が十分確認されるまでの間、一般公衆の接近防止措置等の継続を図ること。

ピッチモータブレーキの保持力が正常であることを確認するため、定期的な保持力確認機

能の追加や、強風時前後における当該保持力の確認等、必要な対策を講じること。

風車がフェザリング状態においてロータ回転数が許容値を超えた場合、発電機をモータ駆動させることにより、ロータ回転数を抑制するための過回転防止機能を追加すること。

2．ピッチモータブレーキを構成するスプラインに摩耗の可能性のある材料を使用していない発電設備について

1．を参考に必要な措置を講じること。

経 済 産 業 省

2013FY013
平成25年6月19日

中国四国産業保安監督部四国支部
支部長 上戸 亮 殿

経済産業省商務流通保安グループ
電力安全課長 村上 博之

ウインドパーク笠取風力発電所事故を踏まえた対応について

平成25年6月4日付け2013FY011をもって、太鼓山風力発電所及びウインドパーク笠取風力発電所事故を踏まえた当面の対応について周知を要請したところですが、ウインドパーク笠取風力発電所において発生した風車の落下事故に関し、平成25年6月18日付けで、同発電所の設置者である株式会社シーテックから 中部近畿産業保安監督部長宛てに事故報告書（最終報告）が別紙のとおり提出されました。

同報告では、学識経験者等から構成される事故調査委員会での検討を経て、今般の事故に至る原因究明及び再発防止対策がまとめられています。

同報告における再発防止対策は、公共の安全の確保の観点から推奨すべき内容であり、有用な情報を含んでいることから、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、同報告の内容の周知をお願いします。

併せて、風車の製造事業者がウインドパーク笠取風力発電所と同じである設置者に対しては、下記の措置についても周知をお願いします。

記

今般の事故報告の内容を十分踏まえた上で、下記の措置を講じることが望ましい。

なお、ピッチモータブレーキに係る不備が新たに確認された場合は、速やかに国に報告すること。

1. ピッチモータブレーキを構成するスプラインに摩耗の可能性のある材料を使用していた事実が確認された発電設備について

ウインドパーク笠取風力発電所で確認されたものと同様の設備にあっては、既に摩耗に強い材料のものへ交換されているが、こうした設備における関係材料は、今後消耗品と位置づけて管理することとし、交換した材料の摩耗状況やギャップ測定等を含めた当該設備の健全性について、定期的に確認すること。また、こうした点検に係るマニュアル等を整備し取り組むこと。なお、ピッチモータブレーキの健全性が十分確認されるまでの間、一般公衆の接近防止措置等の継続を図ること。

ピッチモータブレーキの保持力が正常であることを確認するため、定期的な保持力確認機

能の追加や、強風時前後における当該保持力の確認等、必要な対策を講じること。

風車がフェザリング状態においてロータ回転数が許容値を超えた場合、発電機をモータ駆動させることにより、ロータ回転数を抑制するための過回転防止機能を追加すること。

2．ピッチモータブレーキを構成するスプラインに摩耗の可能性のある材料を使用していない発電設備について

1．を参考に必要な措置を講じること。

経 済 産 業 省

2013FY013
平成25年6月19日

九州産業保安監督部
部長 守屋 猛 殿

経済産業省商務流通保安グループ
電力安全課長 村上 博之

ウインドパーク笠取風力発電所事故を踏まえた対応について

平成25年6月4日付け2013FY011をもって、太鼓山風力発電所及びウインドパーク笠取風力発電所事故を踏まえた当面の対応について周知を要請したところですが、ウインドパーク笠取風力発電所において発生した風車の落下事故に関し、平成25年6月18日付けで、同発電所の設置者である株式会社シーテックから 中部近畿産業保安監督部長宛てに事故報告書（最終報告）が別紙のとおり提出されました。

同報告では、学識経験者等から構成される事故調査委員会での検討を経て、今般の事故に至る原因究明及び再発防止対策がまとめられています。

同報告における再発防止対策は、公共の安全の確保の観点から推奨すべき内容であり、有用な情報を含んでいることから、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、同報告の内容の周知をお願いします。

併せて、風車の製造事業者がウインドパーク笠取風力発電所と同じである設置者に対しては、下記の措置についても周知をお願いします。

記

今般の事故報告の内容を十分踏まえた上で、下記の措置を講じることが望ましい。

なお、ピッチモータブレーキに係る不備が新たに確認された場合は、速やかに国に報告すること。

1. ピッチモータブレーキを構成するスプラインに摩耗の可能性のある材料を使用していた事実が確認された発電設備について

ウインドパーク笠取風力発電所で確認されたものと同様の設備にあっては、既に摩耗に強い材料のものへ交換されているが、こうした設備における関係材料は、今後消耗品と位置づけて管理することとし、交換した材料の摩耗状況やギャップ測定等を含めた当該設備の健全性について、定期的に確認すること。また、こうした点検に係るマニュアル等を整備し取り組むこと。なお、ピッチモータブレーキの健全性が十分確認されるまでの間、一般公衆の接近防止措置等の継続を図ること。

ピッチモータブレーキの保持力が正常であることを確認するため、定期的な保持力確認機

能の追加や、強風時前後における当該保持力の確認等、必要な対策を講じること。

風車がフェザリング状態においてロータ回転数が許容値を超えた場合、発電機をモータ駆動させることにより、ロータ回転数を抑制するための過回転防止機能を追加すること。

2．ピッチモータブレーキを構成するスプラインに摩耗の可能性のある材料を使用していない発電設備について

1．を参考に必要な措置を講じること。

経 済 産 業 省

2013FY013
平成25年6月19日

那覇産業保安監督事務所
所長 篠川 秀育 殿

経済産業省商務流通保安グループ
電力安全課長 村上 博之

ウインドパーク笠取風力発電所事故を踏まえた対応について

平成25年6月4日付け2013FY011をもって、太鼓山風力発電所及びウインドパーク笠取風力発電所事故を踏まえた当面の対応について周知を要請したところですが、ウインドパーク笠取風力発電所において発生した風車の落下事故に関し、平成25年6月18日付けで、同発電所の設置者である株式会社シーテックから 中部近畿産業保安監督部長宛てに事故報告書（最終報告）が別紙のとおり提出されました。

同報告では、学識経験者等から構成される事故調査委員会での検討を経て、今般の事故に至る原因究明及び再発防止対策がまとめられています。

同報告における再発防止対策は、公共の安全の確保の観点から推奨すべき内容であり、有用な情報を含んでいることから、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、管内の発電用風力設備の設置者に対し、同報告の内容の周知をお願いします。

併せて、風車の製造事業者がウインドパーク笠取風力発電所と同じである設置者に対しては、下記の措置についても周知をお願いします。

記

今般の事故報告の内容を十分踏まえた上で、下記の措置を講じることが望ましい。

なお、ピッチモータブレーキに係る不備が新たに確認された場合は、速やかに国に報告すること。

1. ピッチモータブレーキを構成するスプラインに摩耗の可能性のある材料を使用していた事実が確認された発電設備について

ウインドパーク笠取風力発電所で確認されたものと同様の設備にあっては、既に摩耗に強い材料のものへ交換されているが、こうした設備における関係材料は、今後消耗品と位置づけて管理することとし、交換した材料の摩耗状況やギャップ測定等を含めた当該設備の健全性について、定期的に確認すること。また、こうした点検に係るマニュアル等を整備し取り組むこと。なお、ピッチモータブレーキの健全性が十分確認されるまでの間、一般公衆の接近防止措置等の継続を図ること。

ピッチモータブレーキの保持力が正常であることを確認するため、定期的な保持力確認機

能の追加や、強風時前後における当該保持力の確認等、必要な対策を講じること。

風車がフェザリング状態においてロータ回転数が許容値を超えた場合、発電機をモータ駆動させることにより、ロータ回転数を抑制するための過回転防止機能を追加すること。

2．ピッチモータブレーキを構成するスプラインに摩耗の可能性のある材料を使用していない発電設備について

1．を参考に必要な措置を講じること。